

地方創生応援税制の創設(「企業版ふるさと納税」)

地方創生応援税制

○志のある企業が地方創生を応援する税制を創設

⇒地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対し寄附をした企業に、**税額控除**の措置を新設！

○企業が寄附しやすいように

- ・**税負担の軽減効果を2倍に**
 - ・**寄附額の下限は10万円から**とし、少額寄附にも対応
- ⇒企業による地方創生の応援団の輪が広がる！

<A市長の場合>



市民からの要望に応じて、雇用創出と環境保全の両面から効果的な森林保全プロジェクトをぜひ来年度から実施したいなあ・・・。
でも、財源が厳しいなあ・・・。

そうか、この企業版ふるさと納税を使って、民間企業の寄附を募ればいいわね。
企業にとっても、税負担の軽減効果が2倍になるし、地方創生に貢献すれば企業イメージのアップにもつながるわね！
早速、森林や水源に関係の深い飲料メーカーや住宅メーカーにトライしてみましよう!!

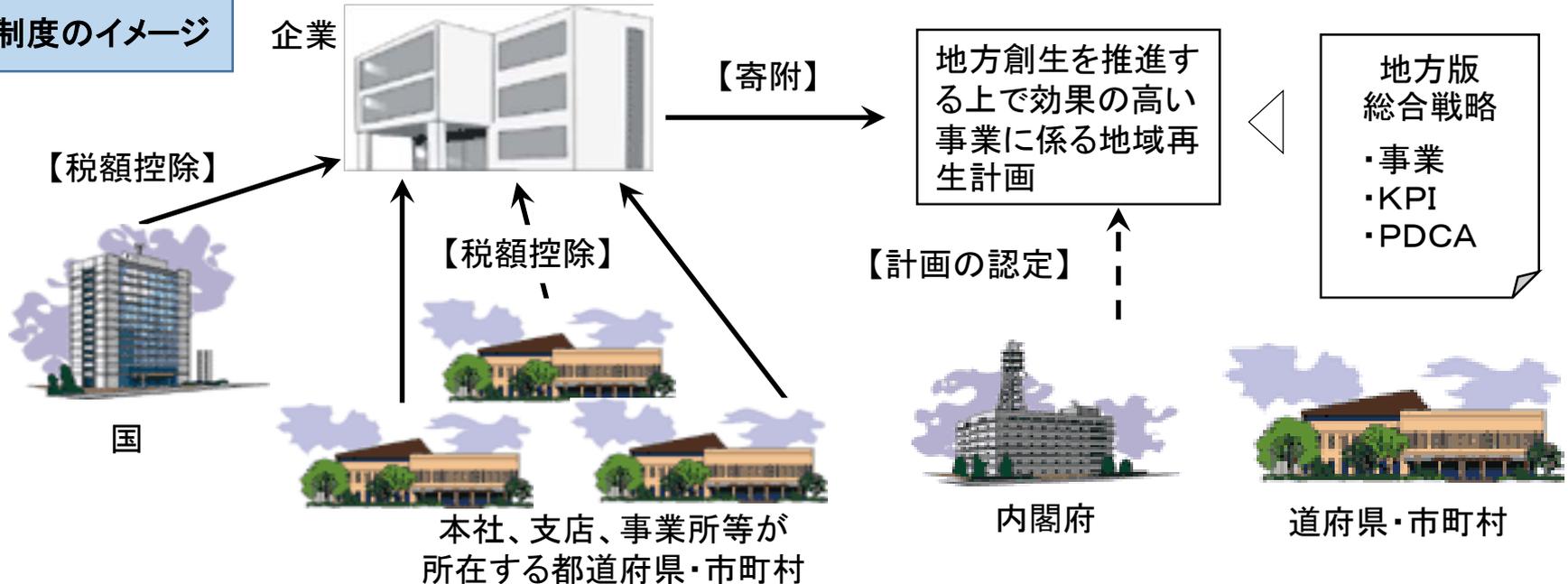
地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）

地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する。

（効果）

- ・ 企業の創業地への貢献や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進
- ・ 地方公共団体が自らの地方創生の取組を企業にアピールすることで自治体間競争を促進
- ・ 本社機能の移転促進税制の補完

制度のイメージ



【制度の概要】

1. 対象となる地方公共団体

地方版総合戦略を策定する地方公共団体を対象とする。

ただし、次のいずれにも該当する地方公共団体は、対象団体から除外する。

- 地方交付税の不交付団体であること
- 市町村については、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている団体であること
(→東京都、23特別区、東京圏に所在する不交付団体(18市町)が対象外となる。)

2. 優遇措置を受けるための手続き

- ① 1. の地方公共団体は、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、しごと創生や結婚・出産・子育て等の観点から効果の高い地方創生事業(重要業績評価指標(KPI)の設定、PDCAの整備等)について、地域再生計画を策定し、国の認定を受ける。
- ② 認定を受けた地域再生計画に記載された地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、当該寄附について税の優遇措置を受けることができる。

ただし、企業が本社の立地する地方公共団体に寄附を行う場合は、優遇措置の対象から除外する。

3. 優遇措置の内容

- 現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の措置を創設する。
- 寄附額に対する控除額の割合は、法人住民税、法人事業税、法人税の合計で寄附額の3割とする。
 - 〔 法人住民税で寄附額の2割を控除
法人住民税で2割に達しない残り分を、法人税で控除(ただし、寄附額の1割が限度)
法人事業税で寄附額の1割を控除
- 納税額に対する控除額の上限は、法人住民税20%、法人事業税20%(*）、法人税5%とする。
(*)地方法人特別税廃止後は15%
- 1企業における1事業当たりの寄附額の下限額は、10万円とする。

4. 寄附企業に対する地方公共団体の行為の制限

- 地方公共団体は、寄附を行う企業に対し、寄附の代償として経済的利益を与える次のような行為を行ってはならない。
 - ・寄附額の一部を補助金として供与すること
 - ・入札や許認可で便宜を図ること
 - ・有利な利率で融資すること等

[税制措置のイメージ]



※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果がある。